

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 新旧  
 対照条文

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（第一条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）            第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十九条（同法附則第九条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百六号）第十七条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百二十号）第二十条の二第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）第三十七条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）第十三条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十八条、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五百十九号）第十七条第二項及び附則</p>	<p>（定義）            第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十九条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百六号）第十七条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百二十号）第二十条の二第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）第三十七条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）第十三条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十八条、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五百十九号）第十七条第二項及び附則第二</p>

第二条の六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）第十七条、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十三条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第二十四条、独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十一条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十四条、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第一百五十五号）第十九条並びに国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三十五号）第十六条において準用する場合を含む。以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

条の六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）第十七条、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十三条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第二十四条、独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十一条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十四条、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第一百五十五号）第十九条並びに国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三十五号）第十六条において準用する場合を含む。以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

○ 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三条第一項に規定する政令で定める事業）            第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。            一から十（略）</p>	<p>（法第三条第一項に規定する政令で定める事業）            第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。            一から十（略）            十一 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項に規定する高度テレビジョン放送施設（財務大臣の定める施設を含むもので財務大臣の定める基準に適合するものに限る。）の整備を行う事業で、同法第五条第三項に規定する認定計画に基づいて行われるもの</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>この政令は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する（通信・放送承継業務を行う期限等）</p> <p>第二条 法附則第九条第四項の政令で指定する日は、機構成立後最初の中期目標の期間の次の中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度未までの間で総務大臣が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標において別に定める日とする。</p> <p>2 法附則第九条第四項、第五項及び第六項の規定により機構の業務が行われる場合には、第二条第一項中「及び一般勘定」とあるのは「、法附則第十一条第一項に規定する通信・放送承継勘定及び一般勘定」と、第五条中「及び出資勘定」とあるのは「、出資勘定及び法附則第十一条第一項に規定する通信・放送承継勘定」とする。</p> <p>（機構の業務の委託を受ける法人）</p> <p>第三条 法附則第十条第一項及び第四項の政令で定める法人は、債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社とする。</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続の特例）</p> <p>第四条 法附則第十三条第一項に規定する衛星管制債務の弁済が完了する日までの間は、第二条第一項中「及び一般勘定」とあるのは、「、法附則第十三条第一項に規定する衛星管制債務償還勘定及び一般勘定」とする。</p>

○ 郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一 二十（略）</p> <p>二十一 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十五条第二項</p> <p>二十二 三六（略）</p>	<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一 二十（略）</p> <p>二十一 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十五条第二項及び附則第十條第三項</p> <p>二十二 三六（略）</p>